地連会長 各位

(公財)全日本弓道連盟 指導部会

「公認資格認定制度」資料集について

標記のこと、初回説明会(平成29年4月13日・14日 地連会長講習会)以降、各地連において地方委員資格取得講習会が開催され、来る平成30年4月1日からの施行に向けて進んでおります。

初回説明会以降、指導部会に寄せられた、本件に関する問合せ事項を取り纏めましたので、下記によりお知らせいたします。

つきましては、貴連盟所属会員各位へ確認事項・修正個所等について、周知いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1. 中央委員資格(審査委員・審判委員・講師)の有効期間について
 - ・1年となっていて、毎年3月の主任講師・講師研修会にて資格を更新することになっているが、 然るべき理由で参加できなかった場合、どうなるのか。
 - ⇒次の1年間は資格を継続する。(研修会の資料等を送り、変更点などを伝える。)
 - ・過去に中央委員を務められた高段者(80歳以上)は、どのように対処したらよいか。
 - ⇒無条件にて地方委員に登録する(地連に一任、全弓連から所属地連に高段者氏名を伝え、地連にて対処する。※年度の資料等は地連から渡して継続)
- 2. 審査委員・審判委員・講師公認資格認定規程

資料集 P 9 附則 1

- ・日体協公認弓道指導者資格の保有については、本規程施行日において満70歳以上の者は免除するとは。
- ⇒施行日とは平成30年4月1日である。この時点1回のみの特別な措置である。(以降は無い)
- 3. 射場審判宣言内容

資料集P75

- ・弓道競技規則41条の右欄説明内容と合わない。
- ⇒射遅れの場合 赤旗を掲出「○番、射遅れ、その矢失権」までを<u>削除</u>する。
- 4. 訂正
 - ・資料集P93 第2章 近的競技35 『霞的を使用なければならない。』
 - ⇒『霞的を使用しなければならない。』とする。

その他「報告」について

- ·資料集P2右下枠内
- ※各地連は、『平成29年度地方委員登録者名簿の写しを全弓連に提供する。』について
- ⇒提出期間は、平成30年3月15日~平成30年3月23日の間に電子メールにて送信すること。